

第3回おん祭りのかも盆踊り大会 売店出店者募集要項

1. 趣旨	令和8年「おん祭りのかも盆踊り大会（以下「盆踊り」という）」を開催するにあたり、売店を出店される方の募集を行います。
2. 設置場所	売店の設置場所は、ぎふ清流里山公園駐車場内でおん祭りのかも盆踊り実行委員会（以下「実行委員会」という。）が定めた場所とします。
3. 開設日時	令和8年8月8日（土）午後5時から午後9時30分まで ※盆踊り大会は午後5時30分から午後9時30分です
4. 募集店舗数	募集ブース 10店舗 ※ブースは持ち込みテント又はキッチンカーのどちらかです。 ※出店位置は、実行委員会において決定します。 ※売店規模は、1申請者につき1ブースとします。 ※出店についての詳細は各項目をご確認ください。
5. 申込方法	(1) 令和8年5月29日（金）16：00 までに必要書類を美濃加茂商工会議所窓口にご提出ください。 (2) 募集件数を超えた場合は抽選となります。 ※参加可能（募集定員未満の申し込み）か、抽選会実施かにつきましては 6月3日（水） にご案内します。 (3) 抽選は 6月10日（火）10：00 に商工会議所2階で行います。※抽選会への立ち合いは可能です。
6. 出店料	出店料は当日の売上高の20%です 出店料はイベント当日（ 令和8年8月8日（土）21：40まで ）に売上報告を添えて株式会社エイチ・アイ・エス（岐阜清流里山公園 公園事務所）にお支払い下さい。
7. 販売品目 及び販売条件	(1) フリーマーケットやバザーの出店は認めません。 (2) 販売できる商品等は、飲食物に限ります。 (3) 酒類の販売はできません。（ノンアルコールビール含む） (4) 出店される方は、当該従業員の中から売店責任者を定めて常駐させ、当該売店の管理運営にあたらせてください。 (5) 食品を取り扱う売店責任者は、販売等が衛生的に行われるよう、従業員の指導に努めてください。
8. テント ブース	(1) 持ち込みテントは3m×3mまでとなります。 (2) 出店者で三方囲い及びウエイトでのテント固定を行ってください。 (3) 持ち込みテント・三方囲い・机・椅子・電源等の用意はございません。 (各自でご準備ください)
9. キッチン カーブース	(1) キッチンカーは幅2m×長さ5m以下が出店可能です。 (2) 必ず車止めを行ってください。 (3) 必要備品は各自でご準備ください。

10. 来場者 飲食ブース	<p>(1) 実行委員会で準備します</p> <p>(2) 机・椅子を用意しております</p> <p>※ゴミ箱は設置しません、各ブースに返却を促します。</p>
11. 経費	<p>(1) 出店にかかる経費は各自ご負担ください</p> <p>(2) 天候等により中止となる場合がございます。 その場合の補償は行いません。</p>
12. ゴミ処分	<p>(1) 各ブースにご自身のブース用のゴミ箱を準備してください</p> <p>(2) 発生したゴミは各自お持ち帰り下さい。</p>
13. 出店者の 選定基準	<p>次の各号に掲げる事項を基準として実行委員会において審査し、適当と認められる方を選定します。</p> <p>(1) 令和8年4月1日時点で美濃加茂商工会議所の会員であること。</p> <p>(2) 持ち込みテントブース出店事業者は美濃加茂市内に拠点を有し、そこで日常的に事業を営んでいること。</p> <p>(3) キッチンカーブース出店事業者は美濃加茂市内に拠点を有し、自身の所有車両であること。</p> <p>(4) 食品衛生関係法令により、許可又は登録を必要とする営業にあっては、当該許可又は登録を受けていること。</p> <p>(5) 食品を取り扱う出店者にあっては、食品（生産物）賠償責任保険等に加入していること。</p> <p>(6) その他実行委員会が特に必要と認められた方</p>
14. 提出書類	<p>(1) 出店申請書（様式1）</p> <p>(2) 誓約書（様式2）</p> <p>(3) 食品営業許可証の写し</p> <p>(4) 食品（生産物）賠償責任保険等の写し</p> <p>(5) イベント等への出店個票</p>
15. 出店許可証 の交付	<p>実行委員会で、出店申請書の内容を審査し、適正であると認められた方に「出店許可証」を交付します。</p> <p>当日は「出店許可証」をブース内に掲示してください。</p>
16. 準備・片付 け等	<p>(1) 出店準備は当日の午後1時から行えます。</p> <p>(2) 出店準備は午後4時半までに終了し、車両は指定の場所まで移動をお願いします。</p> <p>(3) 片づけは午後9時40分以降を予定しております。 ※必ず、当日中に片付け・撤収をし、原状復帰をお願いします。</p> <p>(4) 油等で地面が汚れる可能性がある場合は、各自対策をお願いします。</p>
17. 禁止事項	<p>出店される方（従業員を含む）は、次に掲げる行為を禁止します。</p> <p>(1) 出店される方の権利を第三者に譲渡又は転貸し、若しくは管理運営を委託すること。</p> <p>(2) 指定された場所以外で立ち売り呼び込み販売すること。</p> <p>(3) 拡声器及び音響器具類を使用すること。</p>

	<p>(4) 申請されていない火気を使用すること。</p> <p>(5) その他益踊り運営に支障があるような行為をすること。</p>
18. 遵守事項	<p>出店される方（従業員を含む）は、次の事項を遵守してください。</p> <p>(1) 「事業所名」「氏名」の書かれた名札を見える位置に身に着けること。</p> <p>(2) 食品衛生関係法令により保健所の営業許可を取得する必要がある営業を行うものについては「営業許可証」をブース内の見やすい位置に掲示すること。</p> <p>(3) 食品を取り扱う場合は、販売等が衛生的に行われるように努めること。</p> <p>(4) 売店及びその周辺の清掃は出店される方の責任のもとに行い、<u>ブース内で発生したごみは各自で持ち帰り処分</u>し、常に環境美化に努めること。</p> <p>(5) 食品衛生その他の関係法令上の規定を遵守すること。</p> <p>(6) 実行委員会が開催する説明会及びセミナー等に参加すること。</p> <p>(7) その他益踊りの運営に関し実行委員会の指示に従うこと。</p>
19. 事故等の処理	<p>出店される方は、次のような場合には直ちに関係機関及び実行委員会に連絡するとともに、その指示に従い処理してください。</p> <p>(1) 火災及び盗難が発生したとき。</p> <p>(2) 不審者若しくは不審物を発見したとき。</p> <p>(3) その他事故が発生したとき。</p>
20. 出店の拒否及び出店許可の解除	<p>以下の項目に該当する方は、出店を申請することができません。</p> <p>また、申請後、あるいは出店許可後に以下の項目に該当することが判明した場合、実行委員会は何ら催告も要することなく出店を取り消すことができるものとします。</p> <p>(1) 美濃加茂市契約等における暴力団等排除措置要綱別表の措置要件に該当する場合</p> <p>(2) 政党、その他政治団体による政治活動に該当する又は該当するおそれがあるもの</p> <p>(3) 宗教団体による布教活動等を目的とするもの</p> <p>(4) 関係法令等に違反したとき</p> <p>(5) その他実行委員会が不相当と認めるとき</p>
21. 関係機関への意見聴取	<p>出店者選定の際、実行委員会は出店を申請される方、又はその関係者が反社会的勢力であるかどうかについて、関係機関に意見を聞くことができるものとします。</p>
22. 損害賠償	<p>出店される方（従業員を含む）は、会場の施設又は第三者に対して損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負うものとします。</p>
23. 出店禁止	<p>誓約書及びこの要項に違反した方は、今後の出店を禁止します。</p> <p>なお、出店禁止事業は美濃加茂市及び美濃加茂商工会議所が関連する他のイベントも出店禁止対象となる場合があります。</p>

<p>24. 中止条件</p>	<p>以下の場合には開催を中止する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 県営公園臨時閉園基準に達したとき <ul style="list-style-type: none"> • 美濃加茂市において、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）、暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雪特別警報が発表された場合 • 美濃加茂市において、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）、暴風警報、暴風雪警報、大雪警報が発令された場合 • 美濃加茂市において、12時間以内に「台風の暴風域に入る確率60%以上」と発表された場合 • 美濃加茂市山之上地区において、避難指示が発令された場合 • 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合 • 局地的豪雨等における閉園基準を満たす場合 • 可茂土木事務所長の判断により臨時閉園を実施する場合 <ol style="list-style-type: none"> (1) 園内または隣接地で災害（火災含む）が発生した場合 (2) その他所管土木事務所長が臨時閉園する必要があると認めた場合 （例：管内での震度4以上の地震、大雪等による閉園、岐阜県災害対策支部の設置、危害を及ぼす鳥獣等） 2. 風速が10m/s以上の場合 3. その他実行委員会が開催を中止する必要があると判断した場合
-----------------	---